
座間味村過疎地域持続的発展計画（案）に対する

パブリックコメントの実施について

1 過疎計画について

令和3年4月1日に「過疎地域の持続的な発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、過疎地域に指定された市町村は、過疎計画を策定することとされています。

本村が持つ地域資源を活用し、財政上の支援措置等を活用しながら、持続的な発展を目指す指針とするため、令和3年度から令和7年度までの5ヶ年を計画期間とする「座間味村過疎地域持続的発展計画」を策定することとしました。

広く村民の皆様から計画（案）に対する意見を募集することを目的として、パブリックコメントを実施します。

2 公開資料

- ・座間味村過疎地域持続的発展計画（案）
- ・パブリックコメント意見書

3 募集期間

令和3年12月15日（水）～令和3年12月28日（火）まで

4 計画（案）の閲覧方法について

- ① 座間味村ホームページ
- ② 座間味村役場 総務課窓口
- ③ 座間味村役場 阿嘉・慶留間出張所

5 意見の提出方法

専用の提出様式に住所、氏名、電話番号、ご意見を記載の上、下記のとおりご提出ください。

- ① 持参：座間味村役場 総務課窓口
- ② 郵送、FAX、メール：下記お問い合わせ先をご参照ください。

※電話及び口頭による受付は行いません。

郵送の場合、12月28日必着、郵送料はご自身で負担願います。

メールの場合、件名は「パブリックコメント意見書の提出」としてください。

6 注意事項

提出いただいたご意見は計画策定の参考とさせていただきます。個々のご意見に対して個別の回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。意見書の記入に不備がある場合、受付出来ない場合があります。

7 お問い合わせ先

〒901-3496 座間味村字座間味 109 番地 座間味村役場 総務課

電話: 098-987-2311 FAX: 098-987-2004

E-mail: pub-com@vill.zamami.lg.jp